



# 島根県報

平成29年12月22日（金）

第2,966号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

旅行業法施行細則の一部を改正する規則 (観 光 振 興 課) 2

**【告 示】**

漁業災害補償法の規定による同意 (水 産 課) 2

漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正 ( " ) 2

公有水面埋立免許の出願 (河 川 課) 3

**【公 告】**

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新（2件） (環 境 生 活 総 務 課) 5

公共測量の終了 (技 術 管 理 課) 6

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 6

**【特定調達公告】**

分析走査型電子顕微鏡システムの賃貸借契約に係る一般競争入札の落札者等 (警 察 本 部) 6

**【公安規則】**

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 7

## 公布された条例等のあらまし

### ◇旅行業法施行細則の一部を改正する規則（規則第54号）

#### 1 規則の概要

引用する条項の整理

#### 2 施行期日

平成30年1月4日から施行することとした。

## 規

## 則

旅行業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第54号

旅行業法施行細則の一部を改正する規則

旅行業法施行細則（平成12年島根県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第23条」を「第64条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年1月4日から施行する。

## 告

## 示

### 島根県告示第680号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 加入区の名称

平田

#### 2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

#### 3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

### 島根県告示第681号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、平成29年12月22日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成29年12月22日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成29年12月21日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成29年12月22日

島根県知事 溝口 善兵衛

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の4中「のうち、主として底びき網を使用して行う漁業」を削り、同欄の7中「(通称才、軽尾、海崎、長浜を除く。)」を削り、同欄の8中「(通称才、軽尾、海崎、長浜を除く。)」を削り、「釣り、はえ縄又は刺し網によって」を「刺し網を使用して」に改め、同欄の9中「(通称才、軽尾、海崎、長浜を除く。)」を削り、同欄の19中「により、主としていかをとることを目的とする」を「を使用して行う」に改め、同欄の20中「により、主として釣り又ははえ縄により」を「を使用して」に改め、同欄の21を次のように改める。

## 21 削除

## 島根県告示第682号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 出願人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

## 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 埋立区域

## ア 位置

島根県松江市東出雲町揖屋地内堤及び道の地先公有水面

## イ 区域

## 第1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点との13の地点とを結ぶ1級河川斐伊川高水位(H.P+1.30)により囲まれた区域

1の地点 小倉三等三角点(北緯35度24分41秒、東経133度10分14秒:以下「原点」という。)から、315度24分29秒、3070.62メートルの地点

2の地点 1の地点から354度45分53秒、1.52メートルの地点

3の地点 2の地点から6度00分14秒、0.58メートルの地点

4の地点 3の地点から3度23分04秒、1.69メートルの地点

5の地点 4の地点から357度54分56秒、1.79メートルの地点

6の地点 5の地点から352度42分10秒、1.53メートルの地点

7の地点 6の地点から350度17分20秒、7.39メートルの地点

8の地点 7の地点から1度36分05秒、2.04メートルの地点

9の地点 8の地点から350度12分28秒、0.40メートルの地点

10の地点 9の地点から80度12分28秒、0.40メートルの地点

11の地点 10の地点から350度09分59秒、0.23メートルの地点

12の地点 11の地点から77度52分25秒、4.79メートルの地点

13の地点 12の地点から76度05分38秒、4.49メートルの地点

## 第2工区

次の各地点を順次に結んだ線及び14の地点と33の地点とを結ぶ1級河川斐伊川高水位（H.P+1.30）により囲まれた区域

- 14の地点 上記原点から、314度13分11秒、3156.58メートルの地点  
15の地点 14の地点から1度29分14秒、0.05メートルの地点  
16の地点 15の地点から90度55分27秒、10.35メートルの地点  
17の地点 16の地点から90度46分12秒、43.53メートルの地点  
18の地点 17の地点から90度35分02秒、10.99メートルの地点  
19の地点 18の地点から89度35分02秒、9.78メートルの地点  
20の地点 19の地点から87度41分16秒、9.64メートルの地点  
21の地点 20の地点から85度05分36秒、8.49メートルの地点  
22の地点 21の地点から82度41分40秒、4.77メートルの地点  
23の地点 22の地点から170度24分50秒、0.23メートルの地点  
24の地点 23の地点から80度20分57秒、0.40メートルの地点  
25の地点 24の地点から170度12分28秒、0.40メートルの地点  
26の地点 25の地点から158度59分48秒、2.04メートルの地点  
27の地点 26の地点から170度16分53秒、7.39メートルの地点  
28の地点 27の地点から174度14分12秒、1.62メートルの地点  
29の地点 28の地点から182度07分07秒、1.62メートルの地点  
30の地点 29の地点から186度13分20秒、0.59メートルの地点  
31の地点 30の地点から197度21分06秒、1.52メートルの地点  
32の地点 31の地点から186度04分29秒、3.10メートルの地点  
33の地点 32の地点から276度04分13秒、1.13メートルの地点

ウ 面積

- 第1工区 43.43平方メートル  
第2工区 480.79平方メートル  
合 計 524.22平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県松江市東出雲町揖屋3539番4、3539番地1、3538番地、堤、道及び684番地7の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とオの地点を結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 埋立区域で定める原点から316度30分22秒、3071.43メートルの地点  
イの地点 アの地点から151度52分37秒、37.04メートルの地点  
ウの地点 イの地点から241度52分39秒、51.86メートルの地点  
エの地点 ウの地点から270度46分12秒、140.39メートルの地点  
オの地点 エの地点から0度46分12秒、44.34メートルの地点

ウ 面積

8,718.36平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地

4 出願年月日

平成29年12月11日

## 5 縦覧場所

島根県土木部河川課及び松江市役所

**公****告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同法第51条第5項において準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 認定特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あしぶえ

## 2 代表者の氏名

園山 土筆

## 3 主たる事務所の所在地

島根県松江市八雲町平原481番地1

## 4 認定更新後の認定の有効期間

平成30年3月5日から平成35年3月4日まで

## 5 従前の認定の有効期間

平成25年3月5日から平成30年3月4日まで

## 6 情報の提供

島根県ホームページにおいて提供

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同法第51条第5項において準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 認定特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人療育センター燦々

## 2 代表者の氏名

今岡 實

## 3 主たる事務所の所在地

島根県出雲市平田町2944番地1

## 4 認定更新後の認定の有効期間

平成30年3月7日から平成35年3月6日まで

## 5 従前の認定の有効期間

平成25年3月7日から平成30年3月6日まで

## 6 情報の提供

島根県ホームページにおいて提供

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成29年11月30日に終了した旨島根県道路維持課長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業期間  
平成29年3月15日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
島根県西部管内一円（浜田市、益田市、大田市、江津市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域  
仁多郡奥出雲町三成357番4、357番5、358番1、358番39、358番5、358番8、358番40、358番41、358番42、358番10の一部、358番17、358番22の一部、358番24の一部、358番28、359番、369番2、369番4、369番7、369番8、369番13、369番14、1889番、358番5地先から359番地先まで、358番5地先から358番10地先まで  
面積 7,703.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
仁多郡奥出雲町三成358番地1  
奥出雲町  
町長 勝田 康則

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年12月22日

島根県警察本部長 立 崎 正 夫

- 1 件名及び数量  
分析走査型電子顕微鏡システムの賃貸借契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成29年10月23日
- 4 落札者の氏名及び住所

日通商事株式会社山陰営業センター 所長 岡野 篤 鳥取県米子市流通町430番17

## 5 落札金額

40,279,680円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

平成29年9月22日

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

島根県公安委員会委員長 山 口 美 紀

### 島根県公安委員会規則第13号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第23条の3第3号中「管轄警察署」の次に「（浜田警察署を除く。）」を加える。

第23条の4第3号本文中「警察署」の次に「（浜田警察署を除く。）」を加え、同号ただし書中「及び浜田警察署」を削る。

第25条の2第2項第3号及び第25条の3第2項第3号中「管轄警察署」の次に「（浜田警察署を除く。）」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。